

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課）

項目名	高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置						
税目	所得税、国税徴収法						
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b>                      高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）に基づき、高等学校等の生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                      現在、家計急変世帯の生徒等に対して都道府県等が授業料減免に関する支援を行う場合に必要な予算措置を講じており、令和 5 年 4 月から、これを就学支援金制度の中で実施、すなわち、就学支援金の支給年度の途中に家計が急変した世帯の生徒等に対しても、就学支援金を支給することとする。就学支援金については、就学支援金法第 12 条及び第 13 条に基づき、公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置が講じられており、制度の見直し後も引き続き税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>なお、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号により、「学資に充てるため給付される金品」は非課税とされており、現在予算措置で行っている家計急変世帯への授業料減免措置自体も、一般的な奨学事業による給付として非課税措置が講じられている。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円						
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）						
（改正増減収額）	（ — 百万円）						

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>就学支援金の支給については、個人住民税の課税標準額を算定基準として用いており、前年の所得を参照する必要があるため、その後の保護者の失職等による家計の急変に対応できない制度となっている。そこで、制度を改正して家計急変世帯の生徒等も支給対象とし、生徒等がより安定的に高等学校等に就学することが可能となることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、就学支援金法に基づき支給される就学支援金については、公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ。</p> <p>制度見直しにより、就学支援金の支給対象者が拡大するが、新たな対象者にこれらの措置が適用されないとすると、実質的に満額の支給を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないため、これらの対象者についても公課の禁止及び差押禁止措置を講ずる必要がある。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>制度創設時及び改正時に公課及び差押えの禁止について以下のとおり要望し、認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度制度創設時（公立高校の生徒等の授業料を不徴収とし、私立高校の生徒等に対して就学支援金を支給することとした法律を制定）</li> <li>・平成 26 年度制度改正時（法改正により公立高校の生徒等に対して授業料を不徴収とする制度から、就学支援金を支給する制度に改める等の改正を行ったもの）</li> <li>・令和 2 年度制度改正時（年収 590 万円程度未満の世帯の私立高校生等に対して就学支援金の支給額を増額したもの）</li> </ul>	